

## 中間検査見直しの概要

### 1. 検査時期

これまでは、進捗率40～50%を目安に、施工状況（出来形・品質管理、安全管理、下請け状況等）について監察する中間検査を行ってききましたが、監察を目的とした中間検査は、現場着手から概ね1か月以内に行うものとし、特に、「施工計画書」が適切に作成され計画に基づく施工が可能か、下請け状況等を含め適切な施工体制となっているかを重視するものとします。

### 2. 検査対象

これまでは上記の監察の際に、工事の内容や難易度に関わらず、検査対象物を限定せずに、その時点の工事成果物に対して一様に、出来形や品質等の確認をする中間検査を行っている場合がありますが、これを取りやめ、工事途中の出来形や品質を確認する中間検査については、「富山市建設請負工事監督要領」に規定する検査員検査事項に該当する項目がある場合に、その部分について行うものとします。

このため、出来形や品質を確認する中間検査は、重要な構造部を有する工事や難易度の高い工事に限定されることとなり、大半の工事は、工事着手当初に監察を目的とした中間検査を1回受けていただくことになると見込まれます。

### 3. その他

- ・ 工事の段階確認については、これまでどおり、受注者が行う写真等による報告や、監督員の確認により行うものであり、完成検査時にこの履行に基づき工事の品質等を確認しますのでご注意ください。
- ・ 令和6年3月31日以前に契約された工事の中間検査については、監督員の指示を受けてください。
- ・ 営繕工事については上記と若干取り扱いが異なりますので、別紙「中間検査の受検について」をご確認願います。
- ・ その他、中間検査の詳細については、別紙「中間検査の受検について」をご確認願います。

## 中間検査の受検について

### 1. 中間検査の対象と方法

目的	分類	対象工事	検査時期	検査書類	備考
一 監察・指導	1	(1) 500万円(契約額:税込)以上のうち次のいずれかに該当する工事 ・工期が100日以上工事 ・過去2年(前・前々年度)で評定点が70点未満の受注者の工事 (2) 富山市低入札価格調査制度実施要領に定める調査基準価格を下回る金額で契約した工事	現場着手から概ね1か月以内 (注②③)	契約図書、検査時点までの一連の書類(施工計画書、下請関係書類は必須)	施工計画、施工体制及び安全管理等について確認します。 書類検査(現地検査無し)とする場合、現地の掲示物、安全対策等は写真の提示により確認します。
	2	監察・指導が必要と認められる工事	随時	原則不要(必要に応じて工事検査課より通知)	事故や法令違反があった場合、その他、工事検査課長が必要と認める場合、実施します。 現地での確認を行います。
二 の 出来形・品質等の確認	3	富山市建設請負工事監督要領(注①)の別表2の中間検査対象に該当する部分がある工事	該当部分の施工が完成したとき(都度実施)	該当箇所の関係書類(該当箇所の工事写真、出来形管理図、品質管理図、工事打合せ簿) 契約図書	受注者は、検査対象について監督員に確認し、施工計画書に記載してください。
	4	分類1の対象工事となる営繕工事(建築物の解体を含む)	主要な工種について、完成時に不可視または検査困難となる箇所が確認できる段階。	分類1の書類、工事写真、資材及び施工の品質を証する書類	原則として、1回以上実施するものとします。

(注) ① 市ホームページ(No.1011828)に掲載しています。

② 最初に実施する検査が、出来形・品質等の確認を目的とする中間検査、一部完成検査または出来形検査のときは、原則として、監察・指導を目的とする中間検査も同時に行います。

③ 営繕工事においては、出来形・品質等の確認を目的とする中間検査(分類4の検査)に合わせ行う場合があります。

### 2. 手続き等について

① 施工計画書 上記1.を踏まえ、中間検査の対象や時期等について、段階確認計画とともに、施工計画書に記載してください。

② 中間検査申出書 受注者は、中間検査を受ける準備が整い次第、「中間検査申出書」(市ホームページ(No.1011822)に掲載)を提出してください。分類1の検査申出書の検査対象部分には、「施工計画等」などと記載してください。